

# 八王子市優良工事施工者顕彰要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、八王子市が発注する工事のうち、施工成績が特に優秀な工事を選定し、当該工事の施工者及び、恒常的に真摯な姿勢で工事に取り組んでいる優良工事の施工者を顕彰し、施工者の施工意欲を高め、公共事業の円滑な推進に資することを目的とする。

## (顕彰の対象)

第2条 顕彰の対象は、施工成績が特に優良な工事（八王子市工事成績評定取扱要領（平成7年8月31日決裁）により、予定価格1000万円以上の工事で、総評定点が86点以上の工事をいう。以下「優秀工事」という。）のうち、第3条2項の規定により選考委員会が顕彰の適否の決定をした優秀工事の施工者を顕彰する。また、施工成績が優良な工事（八王子市工事成績評定取扱要領（平成7年8月31日決裁）により、予定価格130万円を超える工事で総評定点が80点以上の工事をいう。以下「優良工事」という。）を恒常的に取得する施工者のうち、別に定める基準に該当する工事を優良工事施工者として顕彰する。

## (優良工事施工者顕彰選考委員会)

第3条 顕彰の適切な実施を図るため、八王子市優良工事施工者顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、第5条第1項の規定により推薦のあった優良工事のうち、特に優れた工事を選考し、優秀工事として当該工事の施工者の顕彰の適否を決定する。
- 3 選考委員会は、第5条第2項の規定により該当する施工者がある場合には、その報告を受け承認する。
- 4 選考委員会は、契約資産部に関する事務を所管する副市長、契約資産部長、経営改革担当部長、総務部長、資源循環部長、水循環部長、まちなみ整備部長、道路交通部長、学校教育部長、建築管理担当部長及び、委員長の指名する者をもって組織する。
- 5 委員長は副市長、副委員長は契約資産部長をもって充てる。
- 6 委員長は、会務を総理し選考委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 8 選考委員会が第2項の決定をしたときは、その結果を市長に報告する。

## (顕彰の方法等)

第4条 顕彰は市長が行い、顕彰状を授与し記念品を贈呈する。

- 2 前項の規定による顕彰を行ったときは、これを公表する。
- 3 優秀工事の顕彰は、6月、10月、2月に行う。
- 4 優良施工者の顕彰は、6月に行う。

## (顕彰の手続)

第5条 工事担当所管課長は優良工事のうち、この要綱の規定により優秀工事顕彰に値すると認められる優秀工事の施工者がある場合は、選考委員会へ推薦する。

- 2 検査課長は、優良施工者顕彰に該当がある場合には、別に定める基準の審査会での適否の決定を

行い、選考委員会へ報告し承認を受ける。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は契約資産部検査課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度に施行する工事から適用する。

附則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。